



【問い合わせ先】

北海道環境生活部自然環境局自然環境課動物愛護管理センター

写真:2022年夏多頭飼育崩壊により保護された犬

背景

北海道では、これまで道内の14の(総合)振興局と40の保健所・支所が連携しながら、引き取られた犬や猫の新しい飼い主探しを行ってきました。一方で、胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症発生などを踏まえた災害等発生時の体制整備や、多頭飼育崩壊などに代表される不適正飼養事案の防止に向けた啓発活動の充実などがますます求められています。

また、動物愛護管理法の改正により「動物愛護管理センター機能」について新たに規定されたことから、人も動物も安心して暮らせる社会を目指し、R5年度から動物愛護管理センターを開設しました。

動物愛護管理センターのとりくみ

- ・保健所で長期収容となった犬猫の搬送及び飼養
- ・新しい飼い主捜し、譲渡
- ・動物の愛護及び適正な飼養に関する啓発活動
- ・災害や新興感染症等発生時における体制整備 等

関係機関との連携

- ・避妊去勢手術
- · 身体検査
- ・治療、介護
- 譲渡に向けたトレーニング
- ・譲渡会の開催
- ・普及啓発 等

人と動物が安心して暮らせる北海道へ

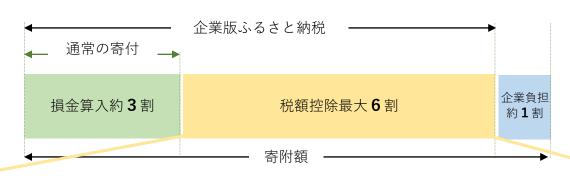


企業版ふるさと納税とは(令和6年度まで適用)

企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度です。

最大で約9割の税額が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

(例:1,000万円寄附をすると、最大約900万円の法人関係税が軽減)



税額控除の内訳

①法人住民税(地方税) 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税(国税)

法人住民税で4割に達しない場合その残額(寄附額の1割を限度(法人税額の5%が上限))

③法人事業税(地方税) 寄附額の2割(法人事業税額の20%が上限)

注意点

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・本社(主たる事務所又は事業所)が北海道に所在する場合、寄附はできますが、本制度の対象とはなりません(寄附額の約3割は損金算入可能です)。

【問い合わせ先】

北海道環境生活部自然環境局自然環境課動物愛護管理センター

TEL: 011-204-5987

御協力よろしく おねがいします!

